## 第26回 総会議事録

- 1 開催の日時 令和元年8月29日(木)午後2時00分~午後3時15分
- 2 開催の場所 松江市役所 第2別館2階 研修室
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第148号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第149号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第150号 非農地確認について
- 議 第151号 松江市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第51号 会長専決処分の報告
- 報告第52号 事務局長専決処分の報告
- 4 出席委員(19名) 欠席委員(1名)
  - 1番 宮廻 彰夫(出) 2番 冨士本 数彦(出) 3番 髙橋 裕典(出)
  - 4番 青砥 芳美(出) 5番 磯部 美津子(出) 6番 勝田 達雄(出)
  - 7番 角 可津夫(出) 8番 永江 りえ(出) 9番 矢野 秀行(出)
  - 10番 清水 秋廣(出) 11番 足立 裕子(出) 12番 吉岡 雅裕(出)
  - 13番 槇原 篤(欠) 14番 渡部 文明(出) 15番 吉岡 幸雄(出)
  - 16番 岸本 定朝(出) 17番 浅野 真治(出) 18番 古藤 一郎(出)
  - 19番 三 島 進(出)
- 5 事務局職員出席者

## 農業委員会

事務局長 豊島 耕 農地係副主任 高尾 祥和

農地係長 浅野 剛志 農地係主事 伊藤 謙

農地係専門企画員 野津 慎一

農地係主任 岡田 勝

## 6 会議内容

議 長

(三島会長)

定刻になりました。ただ今から第26回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。委員定数は19名のうち、19人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。15番の吉岡幸雄委員、16番の岸本委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と伊藤主事にお願いします。それでは、議事に入ります。

議第147号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議第147号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。 お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の 農地法第3条の許可申請は2件2筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それでは先ず、19番の案件からご説明します。申請は、竹矢町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした利用が見込めるためです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、20番の案件についてご説明します。申請は、八東町寺津の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人の世帯は、トラクター、噴霧器、管理機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないもの と認められます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

1 4 番 委 員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局の説明にあったとおり、19番、20番ともにしっかりと管理されており、 許可相当であると判断いたしました。

議長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第147号について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第147号については、原案のとおり許可する ことに決します。

次に議第148号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議第148号、今月の農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の4ページと併せて「農地法第4条の説明資料」をご覧ください。 それでは先ず、4条の12番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。 転用場所は東出雲町須田の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。 事 務 局

農地区分は、10 ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は墓地です。転用面積は9.79㎡、所要面積も同様の9.79㎡です。事業計画ですが、現在の墓地が山中にありかつ老朽化し、管理が困難なため、申請地に墓地を新設するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条の13番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町須田の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10 ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は墓地です。転用面積は9.98㎡、所要面積も同様の9.98㎡です。事業計画ですが、現在の墓地が山中にあり、管理が困難なため、申請地に墓地を移設するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条の14番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域です。転用目的は営農型太陽光発電設備です。転用面積は0.36㎡、所要面積も同様の0.36㎡です。事業計画ですが、申請地に太陽光発電パネルを設置し、パネル下部で原木しいたけを栽培するもので、いわゆる営農型発電の事例です。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました4条3件につきましては、農地法第4条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 4 番 委 員

12番、13番は墓地のため現地調査は行っておりません。14番は今後原木を増やして取り組むとのことであり、問題なしと判断いたしました。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

1 0 番 委 員

14番の案件は新規・更新どちらか。また、営農型太陽光発電としてどのように受け付けた案件か。

事 務 局

本案件は3年前の5条転用許可の案件を更新するものであり、過去3年、毎年報告をしていただいており、中四国農政局にも報告をあげているところです。営農については、JA の担当者からも前向きなご意見をいただいており、具体的な計画も提出されていることから、許可相当であると判断します。

1 0 番 委 員

分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第148号は、いずれも、島根県 農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第148号は、原案のとおり 許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第148号は、原案のとおり許可することに決します。

次に、議第149号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程 します。事務局の説明をお願いします。 事 務 局

それでは、議第149号農地法第5条の許可申請について、説明します。お手元の 議案の6ページと併せて「農地法第5条の説明資料」をご覧ください。

それでは先ず、5条の51番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大垣町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、10 ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから2種農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は自宅の駐車場です。転用面積は304㎡、所要面積も同様の304㎡です。権利の種類は所有権移転です。事業の詳細ですが、自宅の駐車場の不足により申請地を新たに駐車場として整備するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の52番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地 区分は、10 ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断 いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住 宅です。転用面積は330㎡、所要面積は、330㎡です。権利の種類は所有権移転 です。事業計画ですが、分家住宅を建築として整備するものです。事業の詳細・資金 計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の53番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は宍道町宍道の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域内の用途地域 です。農地区分は、用途地域であることから、第3種農地です。土地利用計画との調 整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場です。転用面積は147㎡、所要 面積は、147㎡です。権利の種類は所有権移転です。事業計画ですが、申請地は昭 和60年頃から親戚の譲渡人から借りて資材置場としていたもので、追認案件となる ことから始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のと おりです。

次に5条54番について説明します。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東津田町の1筆です。都市計画区域区分は 市街化調整区域です。農地区分は、10 ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場です。転用面積は296㎡、所要面積も同様の296㎡です。権利の種類は貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地は資材置場を整備するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条55番について説明します。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は福原町の1筆です。都市計画区域区分は 市街化調整区域の緩和 B 区域です。農地区分は、10 ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は337㎡、所要面積も同様の337㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地は、所有者が昭和43年頃から倉庫及び一部を数年前から駐車場として利用していたものですが、今回譲受人が個人住宅として整備するものです。追認案件となることから、始末書が提出されております。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条5件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

議 長

1 4 番 委 員

51番、52番、53番の案件については事務局の説明のとおり、許可相当であると判断いたしました。54番の案件は、現地に砂利が敷いてあったものが、現地調査の際には砂利もほとんど撤去されており、許可相当であると判断いたしました。55番の案件も現地は問題なく、始末書も提出されているとのことから、許可相当であると判断いたしました。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

1 6 番 委 員

5 5 番の案件は追認案件とのことだが、始末書の提出は貸し人、借り人どちらから 提出されているのか。

事 務 局

駐車場として使用していたのは貸し人であるため、貸し人から提出されています。 分かりました。

1 6 番 委 員 議 長

ほかにございませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第149号については、いずれも、 島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第149号は、原案の とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第149号は、原案のとおり許可することに決します。

次に議第150号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議題150号非農地確認についてご説明いたします。議案と『非農地確認について』 の説明資料を併せご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は3件6筆です。

それでは、番号9番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東持田町の 農用地区域外、市街化調整区域の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況 についてご説明します。申請地は、市道東持田島根町線から市道東持田坂本線に入り、 550メートル進んだ北側の山林の中に位置しており、現在は雑木等が繁茂し、山林 と一体化しているため、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、足立 裕子 農業委員です。

つづいて、番号10番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東忌部町の農用地区域外、都市計画区域外の田1筆と畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道24号線から市道忌部小学校線に入り、300メートル進んだ東側に位置しており、現在は雑木等が繁茂した急斜地であり、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、村上 幸可 農地利用最適化推進委員です。

最後に、番号11番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東忌部町の 農用地区域、都市計画区域外の田1筆と、同じく東忌部町の農用地区域外、都市計画 区域外の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。 1筆目の申請地は、県道24号線から市道平口久多美橋線に入り、忌部川沿いの道を 250メートル進んだ東側に位置しており、現在は雑木等が繁茂し、進入路もないた め、農地としての再生は困難な状況です。2筆目の申請地は、県道24号線から市道 宮内1号線に入り、140メートル進んだ東側に位置しており、県道改良した際の残 地であり、現在は雑木等が繁茂し、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委 事務局員は、村上幸可農地利用最適化推進委員です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 長 それでは、番号9番は農業委員確認分ですので、現地確認を行った足立農業委員から、報告をお願いします。

9番の案件について報告いたします。8月20日に申請者、私、事務局職員で現地 確認を行いました。現地は、昭和30年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は 杉の木をはじめとする雑木が繁茂しており、今後耕地としての再生は困難な状況であ ることを確認いたしました。

ありがとうございました。続いて、残りの2件は、推進委員確認分ですので、現地 確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

番号10番の案件ですが、8月6日に申請者の代理人の立会いの下、村上幸可 農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和50年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は竹林化した急斜地であり、今後耕地としての再生は困難な状況です。

番号11番の案件ですが、8月16日に申請者の立ち合いの下、村上 幸可 農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。1筆目は、昭和60年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は雑木が繁茂し、進入路もないため、今後耕地としての再生は困難な状況です。2筆目も同じく昭和60年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、今後耕地としての再生は困難な状況です。

説明は以上です。

足立農業委員と事務局職員からの報告が終わりました。それでは、審議に入ります。 ただいまの事務局からの説明と、委員と職員からの現地確認報告につきまして、ご 意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決します。議第150号は原案の とおり確認する ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第150号は原案のとおり確認することに決します。次に議第151号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局より説明をお願いします。

議第151号の「所1番」の案件については、12番委員に関する案件ですので、 先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第151号の所1番の案件について、先議したいと思います。農業委員会法第31条第1項の規定により、12番委員は、この議事の間、退室願います。

それでは、議第151号の所1番の案件について、事務局より説明願います。

それでは議第151号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の「所1番」 についてご説明をいたします。

所1は農用地利用集積計画の所有権移転の案件です。申請は生馬地区、田3筆の売

6

1 1 番 委 員

議長

事 務 局

議

議長

長

長

局

議

事 務

議

事 務

事 務 局

買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、 買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用 集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとお りです。

議

長

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の 説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第151号の所1番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第151号の所1番の案件については、原案のとおり決定することに決します。それでは、12番委員の除斥を解きます。

それでは、議第151号のうち、所1番の案件以外について、審議したいと思います。それでは、事務局より説明願います。

事 務 局

それでは、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は秋鹿地区の新規案件です。利2と利3は大庭地区の案件で、このうち利3が新規の案件です。利4は宍道地区の更新案件です。利5から利7は八東地区の更新案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田13,009㎡、畑4,094㎡、合計面積17,103㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1から転1 4は機構転貸の案件で、このうち転1から転4、転6から転9、転12から転14が 新規の案件です。転15は生馬地区の更新案件で機構の転貸です。以上、今回の利用 権設定における転貸契約の地目別面積は、田49,814㎡となります。以上で説明 を終わります。

議

長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

1 2 番 委 員

転1から転14の案件の配分計画について、議案に記載されている集積計画の契約 内容で、耕作予定者としまね農業振興公社の間で調整がとれているか。

事 務 局

耕作予定者と公社の間で協議された結果、本議案に記載の契約内容で調整ができていると聞いております。

1 2 番 委 員

分かりました。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第151号のうち、所1番の案件 以外について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第151号のうち、所1番の案件以外について、 原案のとおり決定することに決します。

次に、報告に入ります。報告第51号「会長専決処分の報告」、報告第52号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

議 長

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第26回松江市農業委員会総会を閉会いたします。